

平成 29 年 7 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)午後 1 時 00 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 2

3. 出席委員 13 名 (農業委員：11 名、推進委員：2 名)

1 番 吉永 義量 3 番 石崎 久雄

4 番 川田 忠宏 3 番 関川 裕二 6 番 岡村 俊彰

7 番 清藤 紀嘉 8 番 高松 敏子

10 番 松本 博典 11 番 松本 勇

13 番 岡村 博 14 番 小松 典正

16 番 池田 佳代 17 番 吉永 まり子

4. 欠席委員 5 名

5. 事務局

事務局長 松本 巧

書記 大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について (受付番号 53～60)

議案第 2 号 非農地証明願 2 件

議案第 3 号 その他

(開会時刻午後1時00分)

議長 ただいまから7月定例会を開催します。本日の出席委員は5名であります。芸西村農業員会総会会議規則第6条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は石崎久雄委員と関川裕二委員にお願いします。

議長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(受付番号53～60)議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は8件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号53番ですが、大字和食字黒坪甲593番地1で地目は田、面積は663㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH29年8月1日からH39年7月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当たり6俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号54番ですが、大字西分字福原甲6087番地で地目は田、面積は1,988㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH29年8月1日からH34年7月31日までの5年です。作付けは花です。賃借料は1反当たり1俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号55番ですが、大字馬ノ上字東土居651番地1で地目は田、面積は672㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH29年8月1日からH34年7月31日までの5年です。作付けはナスです。賃借料は10,000円です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号56番ですが、大字和食字古城北ノ平甲5469番地1と5469番地2で地目は田、面積は1,600㎡と263㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH29年8月1日からH34年7月31日までの5年です。作付けはナスです。賃借料は60,000円です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号57番ですが、大字和食字ママチ甲4728番地と甲4729番地で地目は田、面積は2,924㎡と528㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH29年8月1日からH39年7月31日までの10年です。作付

けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号 5 8 番ですが、大字和食字黒坪 595 番地 1 で地目は田、面積は 715 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H39 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号 5 9 番ですが、大字和食字黒坪 591 番地 1 で地目は田、面積は 603 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H39 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号 6 0 番ですが、大字馬ノ上字瀬石 1338 番地 5 で地目は田、面積は 393 m²です。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 6 月 1 日から H35 年 5 月 31 日までの 6 年です。作付けはイネです。賃借料は無償です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

説明しました 8 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 8 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 非農地証明願について説明いたします。
受付番号 3 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字石鎚甲 656 番地、

地目は畑、現況は宅地で面積は 330 m²です。申請理由は昭和 42 年に倉庫を建築し現在に至っているとのことです。今月の 25 日に農業委員の岡村俊彰委員、推進委員の岡村博委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 4 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字フェニックス乙 1332 番地、地目は畑、現況は原野で面積は 168 m²です。申請理由は平成 14 年 1 月末に病気により耕作が不可能となり、現在、山林植付の状態であるとのことです。今月の 25 日に農業委員の石崎委員、推進委員の岡村委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡村委員 受付番号 3 の申請地は、地目は畑ということであるが、現況は農業用倉庫が建っている状態であり非農地であることは間違いありません。

石崎委員 受付番号 4 の申請地は、地目は畑ということであるが、現況はヤシの木が植わり、緑地帯となっている状態であり非農地であることは間違いありません。

議 長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 2 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 7 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 40 分)

議事録署名委員

石崎 久雄

議事録署名委員

関川 裕二
